

ひとみ

発行
相生市教育委員会
(人権教育推進室)
電話 23-7145
令和4年8月号
(第54号)

～法務省人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のこと じゃない

「人権」という言葉からみなさんはどんな印象を受けますか。

「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと考えられます。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話していききたいものです。

「人権」は難しいものではなく、だれでも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けたりすることがあります。高齢だから、障害があるから、同和地区出身者だから、外国人だからということによって差別を受けることもあります。ハンセン病に対する誤った認識や偏見により、現在でも故郷に帰ることができない方もいます。どれも悲しく痛ましい人権問題です。

様々な人権課題が依然として存在していますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のこと じゃない。」という想いを大切にしていきましょう。

次ページから、日本国内でどのようなことが主な人権課題として取り上げられているのかについて触れていきます。みなさんに人権についての理解を一層深めるきっかけにいただければ幸いです。



8月は「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間です。

【法務省 啓発活動強調事項 17 項目について】

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

今回は、
17 項目の
内の 7 項目
を取り上げ
ます。



法務省ホームページより

■ 部落差別(同和問題)を解消しよう～水平社宣言 100 周年～

今年 2022 年は、創立大会から 100 周年にあたります。

1922 年 3 月 3 日、全国水平社は、京都市岡崎公会堂(現京都市美術館別館)で生まれました。会場は「解放・団結・自由」の旗が揺れ、3000 人余の参加者でうめつくされていたといいます。天地も振動せんばかりの拍手と歓呼で採択した宣言は、「水平社はかくして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれています。被差別部落の人々が立ち上がった解放運動の始まりです。

宣言は、水平社運動が人間の尊厳・自由・平等の理念に基づいていっさいの差別・抑圧と闘い、部落出身者だけでなくすべての人間の解放を目指すことを明らかにしました。



● 人権が大切にされる社会へ

近年、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、貧困や格差、ジェンダー問題、LGBT や在日外国人、またインターネットによる誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症に伴う差別など、人権問題は広がりや深刻さが増しています。個人の生活や労働、人間としての尊厳が脅かされ、社会不安などを引き起こしている現実があります。コロナ禍では、女性や子ども、高齢者などをふくむ社会的弱者を直撃し、社会保障の後退や自己責任論の誤りなど社会の脆弱さが明らかになりました。

しかし、他方でこれを正そうとする動きも力強く広がっており、多様性を認め合う良識が市民のあいだに定着してきています。水平社宣言から 100 年、多くの人々が差別と闘い、人権が大切にされる社会の確立を目指して努力してきました。全国水平社創立 100 周年を機に、すべての人々の人権が尊重され、平和な社会の実現を目指していきましょう。



■高齢者の人権を守ろう～成年後見制度～

高齢者などの権利を守るための制度や事業についてご存じですか。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護保険などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自身でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても適切な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあう恐れもあります。成年後見制度とは、このような判断能力が不十分な方々に対し、本人の権利を守る援助者(後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には大きく2つの種類があります。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来に判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活・療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおく制度です。

法定後見制度は、判断能力が不十分になってから、本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・市町長などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が法定後見人および法定後見監督人を選任し、本人の財産管理などの法律行為を支援する制度です。法定後見制度は、本人の判断能力の状態に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分かれます。

成年後見制度の最大の目的は、支援が必要な高齢者等(成年被後見人等)の財産を保全・維持することが最優先となるため、成年後見人が選任されている方の財産処分などを行うためには、家庭裁判所の事前許可が必要になり、不必要な財産処分を防ぐことができます。

法定後見人の申立てに関しては、原則的には家族などの4親等内親族が行いますが、身寄りのない方などに対しては、市町長が本人に代わって申立てを行うことが可能です。認知症などにより判断能力が低下する前に後見人などを準備しておくことは重要ですが、判断能力が不十分となってしまった身寄りのない方でも、成年後見制度の利用が可能です。



甲佐町 | 高齢者などの権利を守る制度や事業をご存じですか～地域包括支援センター「社会福祉士だより」より

成年後見制度			
法廷後見制度			任意後見制度
すでに判断能力が不十分な場合			将来、判断能力が不十分となったときに備える場合
後見	保佐	補助	
			
判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	
後見人に代表権と取消権が与えられる	保佐人に特定の事項以外の同意見と取消権が与えられる	補助人に一部の同意見と取消権が与えられる	判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

■女性の人権を守ろう～ジェンダーギャップ～

世界経済フォーラムが、2021年、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を発表しました。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

日本で、特に順位が低いのは、「経済」117位、「政治」147位です。政治分野では、スコアは上がっているものの、順位は下がっています。これは、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速させている中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

ジェンダーギャップ指数(2021)
上位国及び主な国の順位

順位	国名	値	前年値	前年からの順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	-
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	-
87	ベトナム	0.701	0.700	-
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アンゴラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

内閣府男女共同参画局ホームページより

●兵庫県 家事・育児の時間 男女格差

国際女性デーに合わせ、上智大教授らの研究グループが「都道府県版ジェンダーギャップ指数」を試算しました。兵庫県は政治で全国8位、経済で18位、行政と教育は23位でした。特に家事・育児への参加に関する指標では、他府県に比べ男女格差の大きさが目立ちました。

「家事・育児などに使用する時間」は、兵庫県は0.134で40位。費やす時間(週平均)は女性の1日あたり284分に対し、男性は38分にすぎませんでした。「都道府県職員の育休取得率」における男女格差で兵庫は44位。女性の取得率99.6%に対し、男性は4.8%でした。最も指数が高かったのは鳥取県で、女性は100%、男性は29.1%でした。

■都道府県職員の育休取得率

順位	男性	女性	ギャップ指数
①鳥取県	29.1%	100%	0.291
②高知県	22.9%	100%	0.229
③宮崎県	19.9%	100%	0.199
④青森県	19.6%	99.2%	0.198
⑤島根県	15.8%	97.4%	0.162
⋮	⋮	⋮	⋮
44兵庫県	4.8%	99.6%	0.049

総務省の地方公共団体の勤務条件調査より

■家事・育児に費やす1日あたりの時間

順位	男性	女性	ギャップ指数
①岩手県	44分	231分	0.19
②東京都	50分	267分	0.187
③宮崎県	43分	232分	0.185
④福島県	38分	208分	0.183
⑤沖縄県	51分	281分	0.181
⋮	⋮	⋮	⋮
40兵庫県	38分	284分	0.134

総務省の2016年度社会生活基本調査より

2022/3/7 神戸新聞より

●ジェンダー平等について

日本では女性活躍推進の政策が採られていますが、なかなか進まないのが現状です。ワーク・ライフ・バランスという言葉が定着して久しいですが、今でも日本の男性が家事労働や育児に割く時間は、世界の中では非常に短く、女性への負担が大きいことも見逃せません。

負担が大きければ、キャリアの途中で職場を離れる、あるいは長期離脱せざるを得なくなります。これは男女どちらにも言えますが一度キャリアを離れた人が再び戻ったとしても、給与や出世で大きく不利になるという現実が待っています。

ですが厚生労働省のレポートでは、労働時間が短いほど労働生産性が高まり、ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的な企業ほど売上が多く、離職率も低い傾向があるという調査結果が出ています。また、内閣府男女共同参画局のレポートでは、女性が活躍できる企業ほど利益率が高く、経営幹部に女性の割合が高い企業の株価パフォーマンスが高いという分析結果が出ています。

当たり前のように能力や実績、資質で評価され、結果としてジェンダー平等となり、より多様性を持った「誰もが自分らしくある」社会を目指していきましょう。



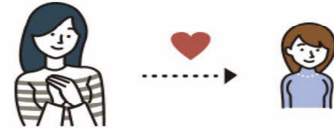
性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする 偏見や差別をなくそう～LGBT～

性的指向 Sexual Orientation

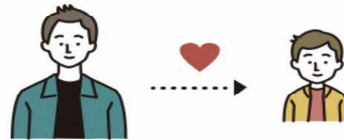
性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。
これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」ものです。



Lesbian レズビアン
女性の同性愛者
(心の性が女性で恋愛対象も女性)



Gay ゲイ
男性の同性愛者
(心の性が男性で恋愛対象も男性)



Bisexual バイセクシャル
両性愛者
(恋愛対象が女性にも男性にも向いている)



性自認 Gender Identity

性自認 (性の自己認識)とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。
「心の性」と言われることもあります。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、
「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。



Transgender トランスジェンダー
「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。



法務省ホームページより

●LGBT 以外のマイノリティについて



LGBT 以外にも、性自認や性的指向が定まっていない、または定めることに不安を感じているクエスチョニング、他者に対して性的な興味関心を抱かないアセクシュアル、自身の性別を男性や女性に定めないXジェンダーと呼ばれる人々など、多様な人々が存在します。

LGBT は、人種や国籍、宗教や価値観などを含むダイバーシティ（多様性）の中の一つです。そして、ダイバーシティが重要視されている近年では、LGBT は注目すべきテーマの一つとなっています。

違いを排除するのではなく、互いの違いを受け入れ尊重することが大切です。多様な人々が過ごしやすい環境を創る取組を進めていきましょう。

■子どもの人権を守ろう～ヤングケアラー～

○ケアラー

「介護」「看病」「療育」「世話」「心や身体に不調のある家族への気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人のことです。

○ヤングケアラー

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

一般社団法人日本ケアラー連盟「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」より



○ヤングケアラーの現状

厚生労働省の全国調査によると、中学生の約6%、高校生の約4%が「世話をしている家族がいる」と回答しました。そのほか、以下の現状が明らかになりました。

- ・ケアの相手…父母、祖父母、きょうだいなど
- ・ケアの内容…家事、感情的サポート、見守りなど
- ・ケアの頻度…「ほぼ毎日」が半数

ケアは短時間のケースが多いが、長時間に及ぶケースもある

○ヤングケアラーが抱える問題・困りごと

どの領域の、どの問題にも当てはまるようで当てはまらないため、気づいても踏み込みにくい現状があります。

- ・学校生活への影響…遅刻、欠席、宿題忘れ、成績不振など
- ・友人関係への影響…遊ぶ時間がとれない、話が合わないなど
- ・健康面への影響…ストレスを感じる、睡眠が十分に取れないなど

■外国人の人権を尊重しよう～多文化共生社会に向けて～

日本を訪れる外国人は、近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、国際的な人の往来が一時停止され、その結果、新たに入国する外国人は激減しました。他方、令和3年6月時点における日本に在留する外国人は282.3万人で、過去最高であった令和元年と比べると微減となったものの、我が国で就労する外国人は令和3年10月時点で172.7万人と過去最高を記録しています。

日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題について考えていかなければなりません。

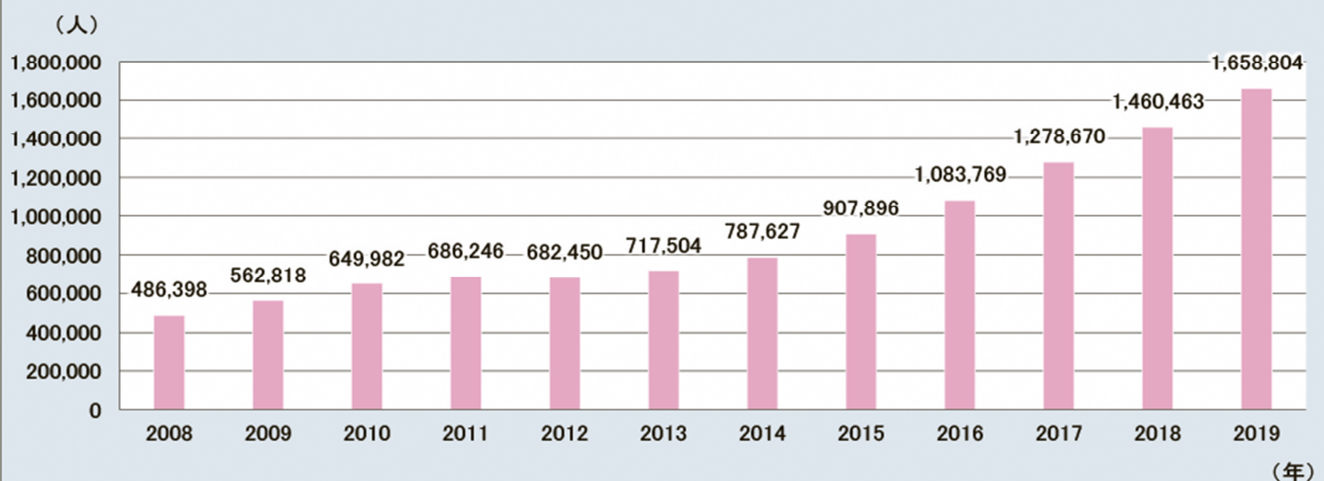
外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。異文化との出会いは日常的なものとなっており、誰もが地域や学校、職場で外国人と接する機会があるといえます。異なる文化が共存することは、社会に様々な価値観をもたらし、より豊かな未来を築くことにつながります。

「多文化共生社会」という言葉があります。それはどのような社会でしょうか。ここでは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、尊重し、互いに助け合いながら、共に生きていく社会として「多文化共生社会」を考えたいと思います。例えば、店舗や施設等で、宗教によっては食べられない食材があることについて理解されなかったり、外国人の住民が習慣等の違いから地域のコミュニティーに溶け込めなかったりという問題があるかもしれません。異なる文化を持つ人々が共に生きていくためには、まずはそうした身近な問題を解決していくことが必要です。ますます外国人と接する機会が多くなる私たち自身が、多文化共生社会という考え方についての理解を深めることが大切です。



法務省ホームページより

外国人労働者の推移



資料：厚生労働省職業安定局「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末現在)

厚生労働省ホームページより

■障害を理由とする偏見や差別をなくそう

～障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法～

全ての障害者が、社会を構成する一員として社会に参加するためには、必要とする情報を十分に取得したり利用できたりすることが極めて重要です。障害があることで日常生活や災害時に必要な情報を得られないなどといったことがおきないようにするために「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に公布・施行されました。

（目的）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要



障害者による情報の取得利用・意思疎通に関する施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目指す



（基本理念）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に関する施策の推進にむけて

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするための取組を進めていきましょう。

内閣府ホームページより

「のじぎく文芸賞」作品募集中

～あなたの思いを作品に書いてみませんか～

募集部門／詩、随想(手記・作文を含む)、小説、創作童話

応募条件／兵庫県内に在住、在勤、在学の方

応募作品／インターネット上を含む未発表・未投稿の自作作品に限ります。

※作品は、審査委員会で審査・選考されます。詳細については兵庫県人権啓発協会HPをご覧ください。

応募方法／郵送に限ります。9月9日(金)締め切り

(当日消印有効)

〒650-0003 神戸市中央区山本通 4-22-15

県立のじぎく会館内(公財)兵庫県人権啓発協会

「のじぎく文芸賞」係 ☎078-242-5355



のじぎく文芸賞の題材

- 人の優しさや思いやり、支え合うことのすばらしさが描かれているもの
- 一人ひとりを大切にし、心豊かな社会づくりの姿勢が描かれているもの
- 生命や人権の尊さ、大切さが描かれているもの
- 人権課題の解決に向けて、明るい展望をもって描かれているもの